

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和4年10月26日

千葉県監査委員	宮原清貴
同	岩井雅夫
同	三瓶輝枝

4千総総第1000号

令和4年10月24日

千葉市監査委員 宮原清貴
同 岩井雅夫 様
同 三瓶輝枝

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成31年度監査報告第8号、令和2年度監査報告第10号並びに令和3年度監査報告第9号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 積算について改善すべき事項</p> <p>ア 公共建築工事における共通費の算定を適正に行うべきもの [都市局：千葉市立山王中学校校舎外外部改修外工事]</p> <p>(ア) 事案 千葉市公共建築工事積算基準等資料の手引きによると、主たる建築工事にあわせて専門工事を発注する場合の共通費は「建築一般工事」の率を使用することとされているが、本工事では「その他工事」の率を使用して算定していた。</p> <p>(イ) 指摘 共通費の算定については、公共建築工事積算基準等資料の手引きに基づき適正に行われたい。</p>	<p>共通費の算定については、令和 4 年 4 月 7 日付けで建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、公共建築工事積算基準等資料の手引きに基づき適正に行うよう、所属職員への周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修を実施した。</p>
<p>(2) 契約について改善すべき事項</p> <p>ア 設計変更を適切に行うべきもの [都市局：昭和の森トイレ建替え工事、特別史跡加曽利貝塚住居跡群観覧施設内外部改修外工事]</p> <p>(ア) 事案及び問題点 本工事では、現場条件が変わり、受注者と確認の上、設計していた仮設工事を実施せずに工事を完了したが、これに係る協議書の作成をせず、設計変更の手続も行われていなかった。</p> <p>(イ) 指摘 現場条件により施工方法等に変更が生じた場合は、協議書を作成し、適切に設計変更を行われたい。</p>	<p>設計変更については、令和 4 年 4 月 7 日付けで建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、設計変更を適切に行うよう、所属職員への周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修を実施した。</p>
<p>(3) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア 高所作業における労働者の安全を確保すべきもの [都市局：千葉市立千城台わかば小学校大規模改造工事、特別史跡加曽利貝塚住居跡群観覧施設内外部改修外工事、千葉市若葉消防署大宮出張所防水</p>	

改修工事]

(ア) 事案及び問題点

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）によると、事業者は高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある個所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならないとされている。

しかしながら、当該工事においては、墜落による危険を防止するための措置が行われていなかった。

(イ) 指摘

労働安全衛生規則に基づき、高所作業における労働者の安全を確保されたい。

高所作業における労働者の安全確保については、令和4年4月7日付けで建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、労働安全衛生規則に基づき適正に行うよう、所属職員への周知徹底を図った。

また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修を実施した。